

# 笛吹市長期財政推計

(令和5年度～令和14年度)

令和5年9月

総合政策部 財政課

## 目 次

I 長期財政推計について .....	3
II 長期財政収支試算について .....	3
III 長期財政推計 .....	7
IV 地方債残高の推移 .....	9
V 基金残高の推移 .....	10
VI 実質公債費比率、将来負担比率の推移 .....	11
参考 財服用語の解説 .....	12

## I 長期財政推計について

本市では、第二次笛吹市総合計画において定めた諸事業の実施と、住民サービスの水準を確保しつつ、健全で安定した財政基盤の構築を目指す指針として、「笛吹市長期財政推計」を毎年度策定しています。

歳入面では、景気回復の動きが見られるものの、現段階においては、国の地方財政における財源確保対策には不透明な部分が多い状況にあるため、国の動向について注視していく必要があります。

歳出面では、高齢化に伴う扶助費の増加や、公共施設の老朽化に伴う改修工事費の増加が見込まれ、さらに、激甚化・頻発化する災害への対応のため防災・減災、国土強靭化に取り組んでいく必要があるなど、課題は山積しています。

こうした状況の中、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像の実現に向け、確実に取組を進めていくためには、健全な財政を堅持し、本市の身の丈にあった財政運営を行うことが、なお一層重要となります。

今回の財政推計に当たっては、各種歳出項目において見直しを行うとともに、国県支出金、繰入金、地方債を活用し、財政指標を注視しながら作成しています。

## II 長期財政収支試算について

### 1 推計期間及び会計単位

- (1) 令和5年度から令和14年度までの10年間とします。
- (2) 会計単位は一般会計とします。

### 2 収支試算の前提条件

- (1) 令和4年度までの決算額及び令和5年度決算見込額に基づき試算しています。
- (2) 行財政制度は、原則として既に法案等が成立しているものを除き現行制度に変更がないものとしています。
- (3) 令和6年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響に関わる経費は推計に含めていません。

### 3 歳入・歳出の試算の内容

#### (1) 歳入

##### ア 地方税

現行の税制度を基本に算定しており、住民税は、総務省が8月に示した「令和6年度地方財政収支の仮試算（以下「概算要求」という。）の、地方税等の増減率を基に、固定資産税は3年に一度の評価替えを踏まえるとともに、都市計画税については課税しないこととして試算しています。

##### イ 地方消費税交付金等

各種税交付金については、令和5年度決算見込額を基に、国の概算要求を勘案し試算しています。

##### ウ 地方交付税

令和5年度の普通交付税確定額を基に概算要求を勘案し試算しています。特別交付税については、令和4年度決算額を基に試算しています。

##### エ 国庫支出金・県支出金

現行の制度を基本とし、普通建設事業や扶助費に係る国県支出金にあつては、事業費の積み上げにより試算し、その他の国県支出金にあつては、令和4年度決算額を基に試算しています。

また、国政選挙等、統計調査等に対する県支出金については、当該年度の支出を基に試算しています。

##### オ 基金等からの繰入金

令和6年度以降は、必要額を各種基金から繰入れるものとして試算しています。

##### カ 地方債

現行の制度を基本とし、臨時財政対策債は、令和6年度分を国の概算要求に基づき試算し、令和7年度以降は普通交付税の基準財政需要額に対する割合を考慮し試算しています。

合併特例債は、合併特例期間が終了する令和6年度まで活用することを前提に、事業費の積み上げにより試算し、その後は一般単独事業債等の借入れを見込んでいます。なお、民間資金の借換債も含んでいます。

##### キ 寄附金

ふるさと納税寄附金などについて、令和4年度決算額及び令和5年度決算見込額を基に試算しています。

## ク その他

分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入については、令和4年度までの決算額及び令和5年度決算見込額を基に試算しています。

繰越金については、前年度の決算剰余金を見込んでいます。

## (2) 歳出

### ア 人件費

令和5年度決算見込額を基に試算し、国政選挙等、統計調査等に係る人件費を当該年度に見込み試算しています。

### イ 物件費・維持補修費

物件費及び維持補修費は、令和4年度決算額を基に試算し、国政選挙等の選挙経費、統計調査費を当該年度に見込み試算しています。

### ウ 扶助費

令和4年度決算額を基に、「笛吹市人口ビジョン」及び「日本の地域別将来推計」を考慮し、少子高齢化を考慮し試算しています。

### エ 補助費等

令和4年度までの決算額及び令和5年度決算見込額を基に試算しています。

なお、令和6年度から農業集落排水特別会計が法適化するため、これまで繰出金として見込んでいた支出の一部を、補助費等として見込んでいます。

### オ 普通建設事業費

総合計画に掲げる事業について、個別施設計画及び長寿命化計画を踏まえ試算しています。

多目的芝生グラウンド建設に係る費用については、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画に基づき計上しています。

### カ 公債費

既発行分については償還計画から算出し、新たな発行分については、見込額を現行制度の償還条件により推計し、合算して試算しています。

なお、過去に借入れを行った地方債の借換えを目的とした繰上げ償還額を見込んでいます。

#### キ 積立金

積立金は、ふるさと納税を財源としたまちづくり基金などへの積立のほか、各種基金の運用利息の積立を見込み試算しています。

#### ク 繰出金

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計については、令和4年度決算額を基に、「笛吹市人口ビジョン」及び「日本の地域別将来推計」を考慮し試算しています。

また、令和6年度から農業集落排水特別会計が法適化するため、これまで繰出金として見込んでいた支出は、補助費等、出資金として見込んでいます。

#### ケ その他

投資及び出資金は、上水道事業会計の統合前の簡易水道事業において借入れた地方債の償還元金、公共下水道事業会計の地方債の償還元金などの出資を見込んでいます。

また、令和6年度から農業集落排水特別会計が法適化するため、これまで繰出金として見込んでいた支出の一部を、出資金として見込んでいます。

### Ⅲ 長期財政推計

#### (1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
地方税	9,129	9,002	9,079	9,158	8,957	9,034	9,111	8,913	8,988	9,065
地方消費税交付金等	1,754	1,778	1,778	1,778	1,778	1,778	1,778	1,778	1,778	1,778
地方交付税	8,799	8,433	8,344	8,172	8,245	8,068	8,008	8,099	7,921	7,620
	普通交付税	7,999	7,633	7,544	7,372	7,445	7,268	7,299	7,121	6,820
	特別交付税	800	800	800	800	800	800	800	800	800
国・県支出金	7,962	6,291	6,234	6,147	6,362	6,328	6,251	6,237	6,643	6,401
基金等からの繰入金	4,032	3,171	4,607	4,989	2,846	3,075	2,972	3,049	3,118	3,357
地方債	4,543	6,105	5,450	3,933	3,406	3,748	3,389	3,117	3,221	2,736
	臨時財政対策債	137	116	116	115	114	113	113	113	110
	合併特例債	701	912	—	—	—	—	—	—	—
	その他起債	3,705	5,077	5,334	3,818	3,292	3,635	3,276	3,004	3,109
	うち借換債	1,313	1,668	2,012	1,220	802	1,117	411	308	311
寄附金	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151
その他	4,326	3,132	2,598	2,321	2,205	2,272	2,066	2,219	2,355	2,831
歳入合計	43,696	41,063	41,241	39,649	36,950	37,454	36,726	36,563	37,175	36,939

## (2) 歳出

(単位：百万円)

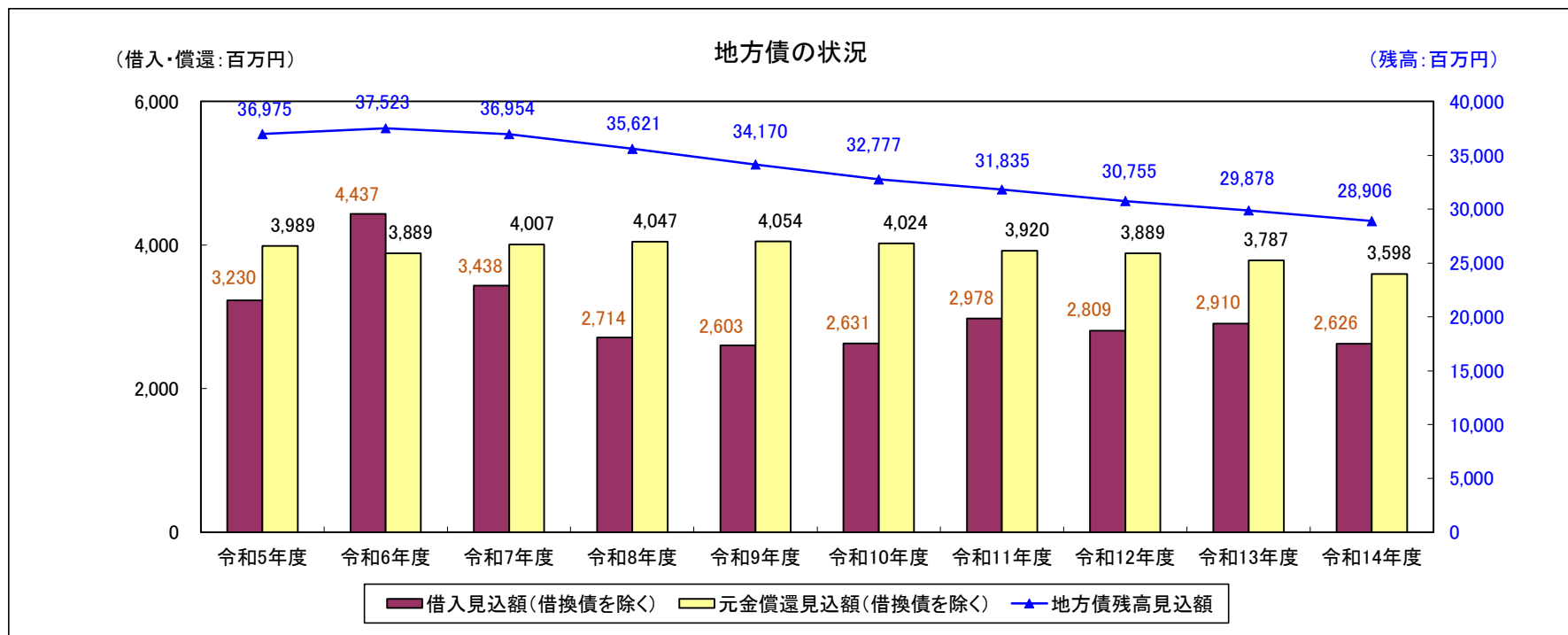
区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
人件費	5,273	5,163	5,166	5,156	5,215	5,232	5,216	5,238	5,225	5,215
物件費・維持補修費	8,335	6,305	6,480	6,457	6,300	6,398	6,368	6,436	6,456	6,319
扶助費	7,268	6,949	6,959	6,974	6,989	7,005	7,020	7,036	7,055	7,074
補助費等	3,070	2,597	2,216	2,211	2,217	2,209	2,193	2,193	2,194	2,196
普通建設事業費	5,761	6,391	6,954	6,427	4,442	4,421	4,759	4,461	4,589	4,477
公債費	5,451	5,693	6,154	5,398	4,986	5,267	4,454	4,318	4,216	3,825
うち借換債を目的とした繰上償還額	1,313	1,668	2,012	1,220	802	1,117	411	308	311	109
積立金	3,919	3,938	3,592	3,466	3,263	3,442	3,339	3,416	3,485	3,723
繰出金	2,633	2,583	2,600	2,615	2,622	2,639	2,655	2,661	2,678	2,694
その他	496	494	421	351	274	396	122	68	64	62
歳出合計	42,206	40,113	40,542	39,055	36,308	37,009	36,126	35,827	35,962	35,585



#### IV 地方債残高の推移

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
借入見込額（借換債を除く）	3,230	4,437	3,438	2,714	2,603	2,631	2,978	2,809	2,910	2,626
元金償還見込額（借換債を除く）	3,989	3,889	4,007	4,047	4,054	4,024	3,920	3,889	3,787	3,598
地方債残高見込額	36,975	37,523	36,954	35,621	34,170	32,777	31,835	30,755	29,878	28,906
借換債見込額	1,313	1,668	2,012	1,220	802	1,117	411	308	311	109



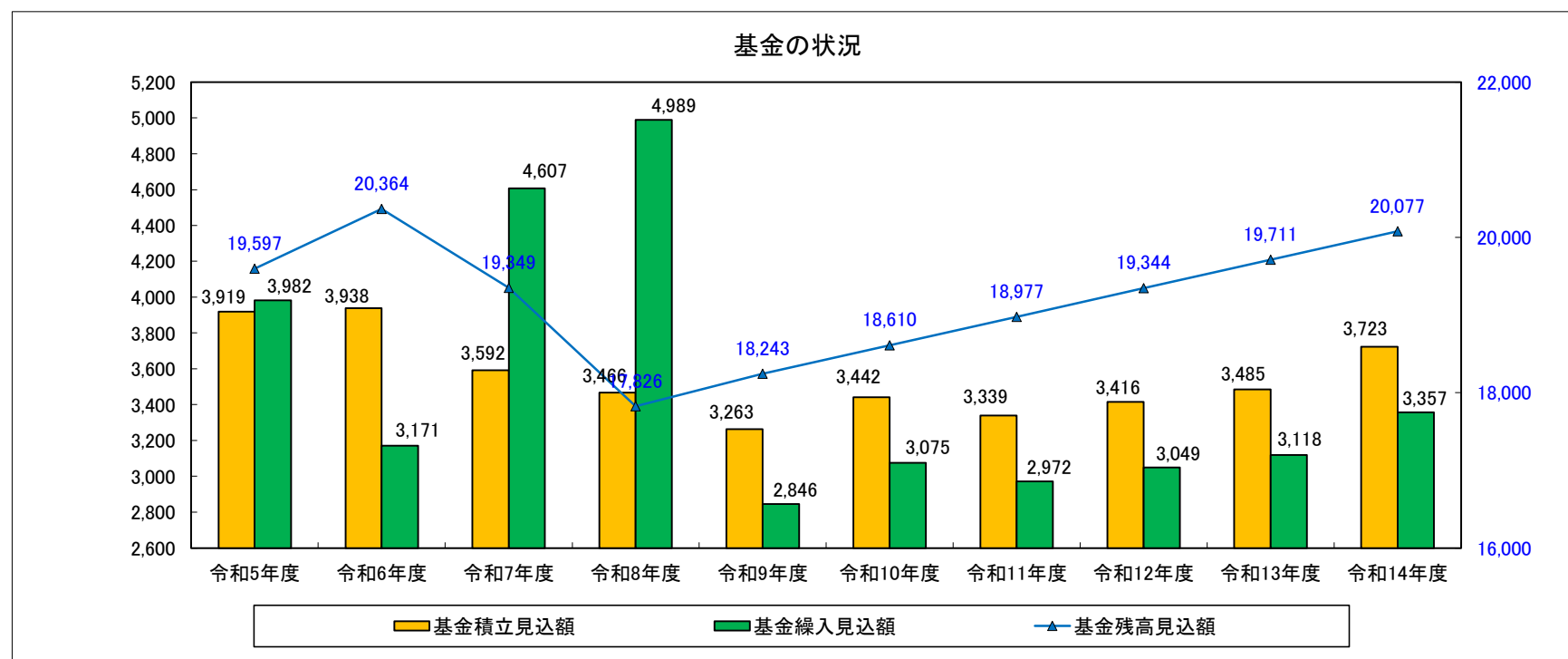
- 借換債を除く借入見込額について、令和6年度は44億円台となりますが、令和6年度以降は26億円から34億円の間を推移すると試算しています。
- 借換債を除く元金償還見込額については、令和5年度以降、40億円前後で推移するものと試算しています。
- 地方債残高見込額について、借入見込額を元金償還見込額が上回るため、地方債残高は減少していくと試算しています。

## V 基金残高の推移

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
基金積立見込額	3,919	3,938	3,592	3,466	3,263	3,442	3,339	3,416	3,485	3,723
基金繰入見込額	3,982	3,171	4,607	4,989	2,846	3,075	2,972	3,049	3,118	3,357
基金残高見込額	19,597	20,364	19,349	17,826	18,243	18,610	18,977	19,344	19,711	20,077

※ 土地開発基金については定額運用基金のため、北野福祉基金については原資が株式のため、基金残高に含めていません。

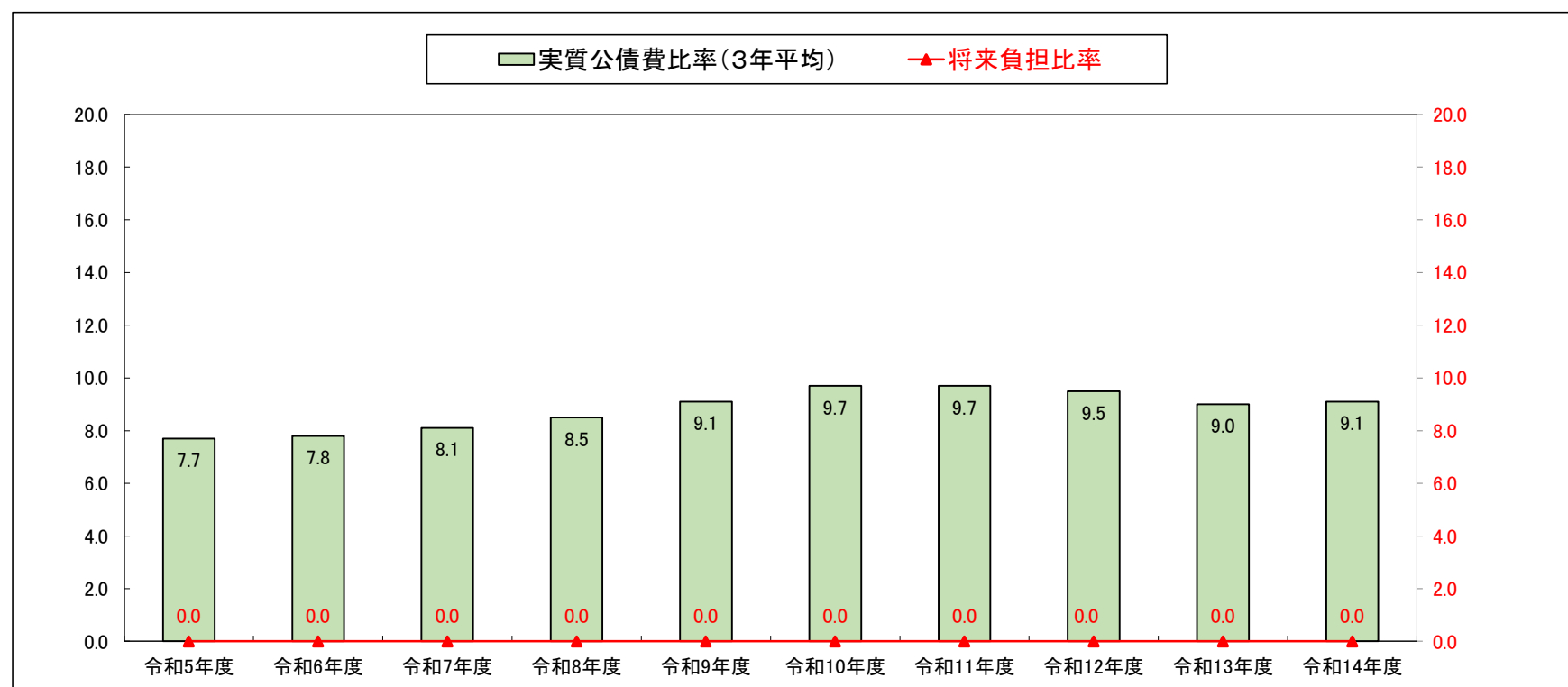


- 基金積立見込額について、令和5年度は基金運用利子、ふるさと納税寄附金の積立に加え、繰越金の一部を財政調整基金に積み立てることを見込んでいます。また、令和6年度以降についても、基金運用利子、ふるさと納税寄附金の積立を行い、決算状況を見込みながら繰入を行った基金への積立を見込み試算しています。
- 基金繰入見込額については、各年度に必要な額を繰入れるものとして試算しています。
- 基金残高見込額については、多目的芝生グラウンド事業建設時に、一時的に減少するものの、令和12年度までに令和5年度と同水準まで回復する見込みです。

## VI 実質公債費比率、将来負担比率の推移

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実質公債費比率（3年平均）	7.7	7.8	8.1	8.5	9.1	9.7	9.7	9.5	9.0	9.1
将来負担比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



- 令和5年度から令和10年度にかけて、元利償還金及び準元利償還金の総額が48億円を推移しますが、臨時財政対策債、合併特例債等の償還が進んだことにより、普通交付税の公債費算入額の減少すること及びそれに伴う標準財政規模が減少するため、実質公債費比率は上昇傾向となります。令和11年度以降は、元利償還金が減少していくことから、実質公債費比率は減少していくものと試算しています。
- 将来負担比率について、令和5年度以降、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、令和5年度以降の将来負担比率は算出されません。

## 参考 財公用語の解説

### 一般会計

福祉・教育・道路整備・ごみ処理など、地方自治体がすべき基本的な事業を經理する会計です。主に市税と地方交付税でまかなわれています。

### 市税（地方税）

市民のみなさまから納めていただく市の税金です。

笛吹市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税などが該当します。

### 地方譲与税・各種交付金等

国や都道府県が徴収した税の全部又は一部が市町村に配分されるものです。

### 地方交付税

地方自治体がさまざまな事業のために支出するお金（歳出）を確保するためには、それと同額の財源（歳入）が必要です。しかし、予定している歳出をまかなうだけの歳入が確保できない場合、不足分を埋めるために、「地方交付税」が国から交付されます。地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政サービスを提供できるようにするためのものです。

地方交付税の財源は、国税の所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税です。

### 分担金及び負担金

市が行う特定の事業の財源として、その事業によって利益を受ける個人や団体からその受益の範囲において支払っていただくものです。保育所運営費保護者負担金や土地改良事業圃場整備分担金などがこれに該当します。

### 使用料及び手数料

使用料は、市が所有している施設や財産の使用・利用の対価としてその使用者・利用者に支払っていただく料金で、市営住宅や体育館、グラウンドなどの使用料のことです。

手数料は、地方自治体の事務で、特定の者のために提供する役務に対し、その費用の対価として支払っていただく料金のことで、住民票や印鑑証明などの手数料が該当します。

### 繰入金

地方自治体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金などの会計間における現金の移動のことをいいます。他の会計からの繰入れのほかに基金を取り崩して繰り入れる場合があります。

## 市債（地方債）

学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となるときに、市が国や銀行などから借り入れる資金です。道路や公共の建築物のように長期間にわたって使用するもの場合は、造った年に住んでいた人の税金だけで支払うのではなく、資金を借りて将来笛吹市に住む人にも負担をしていただくことで、世代間の負担を公平にすることができます。

また、近年、国の財源不足のために普通交付税の身替りとして発行できることになった臨時財政対策債も市債に含まれます。市債の返済は長期にわたりますので、将来の財政負担が大きくなるように計画的に借入れを行っています。

## 性質別分類

支出の経済的性質を基準とした分類法です。

## 義務的経費

人件費、扶助費及び公債費のように、支出が義務づけられ任意に削減しにくい経費のことで、この割合が高いと財政構造が硬直しているとされます。

## 投資的経費

普通建設事業費及び災害復旧費のように、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

## 人件費

市長、市議会議員、市職員及び各種行政委員などに勤労の対価として支払われる報酬、給料などの経費です。

## 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される福祉的な経費です。少子高齢化が進むなかで、増額が予想される費目です。

## 公債費

市債の元金・利子を償還するための経費です。

## 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校などの施設の新増設及び改修のための建設事業に充てる経費です。用地取得費なども含まれます。

## 物件費

市で事務を行うのに必要な経費や、公共施設の光熱水費などの支払いのための消費的な経費です。委託料や使用料及び賃借料も物件費に分類されます。

## 補助費

各種団体などに支出される負担金や補助金、公用車の自動車保険料や公共施設の火災保険料などの経費です。上下水道事業（公営企業）への補助金・負担金もこの費目に含まれます。

## 積立金

財政運営を計画的に行うために財政調整基金や減債基金などの特定の目的を持つ基金に積立を行うための経費です。

## 繰出金

会計間で他の会計へ支出するための経費です。一般会計から国民健康保険や介護保険などの特別会計へ繰出しを行っています。

## 臨時財政対策債

本来ならば、国が地方交付税を「現金」で用意しなければならないところですが、国も財政状況が厳しく、地方交付税を確保することが難しい状況になっています。

そこで平成 13 年度から国が地方交付税として現金で用意できない分を各地方自治体がそれぞれ借入れをすることになりました。その借入金を「臨時財政対策債」といいます。この元利償還金は全額普通交付税で措置されます。

## 財政調整基金

経済不況などによる市税収入の大幅な減少や、災害の発生により生じる予期せぬ支出の増加などに備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために積み立てている基金です。一般家庭の預貯金に相当します。

## 地方財政計画

地方自治体全体の歳入・歳出に関する見込み。地方交付税法第 7 条により、国（内閣）は翌年度の地方財政計画を国会に提出するとともに、一般に公表することが義務付けられています。

## 地方債計画

財政投融资資金計画の一環として策定される地方債の年度計画であり、これによって、当該年度に許可される地方債の事業別予定額とその裏づけとなる資金の枠が決定されます。

### **基準財政需要額**

各地方自治体の財政需要を合理的に測定するために、当該自治体について地方交付税法の規定により算定した額です。

この算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われています。

### **基準財政収入額**

各地方自治体の財政力を合理的に測定するために、当該自治体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額です。

( 標準的税収入 + 地方特例交付金 ) × 75 / 100 + 地方譲与税等 で算出します。

### **標準税収入額等**

地方税法に定める法定普通税、税交付金、地方譲与税等の合計のことです。

### **標準財政規模**

地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示すもので、普通交付税、標準税収入額等、臨時財政対策債の発行可能限度額の合計のことです。

### **財政健全化判断比率**

地方自治体財政健全化法は、都道府県や市区町村に「実質赤字」「連結実質赤字」「実質公債費」「将来負担」の四つと公営企業会計の「資金不足」の比率を毎年度公表することを義務づけています。比率が一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定して県や国への報告が必要になり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなります。

### **実質赤字比率**

財政健全化判断比率の一つです。地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

### **連結実質赤字比率**

財政健全化判断比率の一つです。地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

### **実質公債費比率**

財政健全化判断比率の一つです。地方自治体の収入に対する負債返済の割合を示します。通常、3年間の平均値を用い18%以上になると、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となります。25%以上になると早期健全化団体となり借金を制限されます。

### **将来負担比率**

財政健全化判断比率の一つです。第三セクター及び公社・出資法人も含め、地方自治体が将来支払う可能性がある負債額における各地方自治体の財政規模に対する比率です。350%以上で早期健全化団体となります。

### **資金不足比率**

上下水道など公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。